ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第46号　2016/8/26

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】全国市民オンブズマン香川大会「説明責任分科会」の御案内、「公営ギャンブル（競技）の存在意義の喪失」／ギャンブル界　金目鏡／宝くじエピソード／ギャンブルの雑学

全国市民オンブズマン香川大会

公営ギャンブルを問う「説明責任分科会」の御案内

　９月２４～２５日、香川県高松市にて全国市民オンブズマン大会が開催されます。第２日目には分科会の時間が設けられ、その一つに行政計画・事業の説明責任を問う分科会が持たれます。この「説明責任分科会」に当ギャンブルオンブズマンも参加し、「公営ギャンブル（競技）の存続意義の喪失」と題する報告を予定しています（次頁以降に掲載）。

　現在全国各地で計画されているＩＲカジノやＭＩＣＥ（Meeting Incentive Conference Exhibition）の施設計画は、その説明責任が果たされないまま先行しており、他にも巨大プロジェクトや原発、リニア新幹線など、説明責任を欠くものだらけです。

　2020東京五輪にしても、7000億円規模の「コンパクト五輪」だったはずが、今や3兆円を超える規模となりました。巨大化した金は、①建設費、②誘致費、③広告を含む開催コストの運営費に消え、④純粋なスポーツや教育に使われるのはたったの数百億円レベルです。もちろんこの数兆円という投入金は、未来の国民負担になるのですが、その説明はなされず、五輪の夢や歓喜にごまかされているのです。

　ギャンブル依存への真の対策をとれば、脱法ギャンブルのパチンコも公営ギャンブルも（もちろん闇ギャンブルも）維持できません。人、場所、機会、金額などの制限システムを構築し、健全なゲームの範囲内にとどめれば、現在の大衆収奪の組織的ギャンブルは成り立たないでしょう。

　また、totoくじ売上から1000億円を出す国立競技場建設をはじめ、巨大プロジェクトに群がる事業は、市民に対し公正・公平な負担を求めるに足る説明責任を果たせるといえるでしょうか？　「説明責任」が必要だと政治家は公言しますが、その場しのぎのものであれば「うその説明」になってしまいそうです。

日時：9月24日(土)13時～18時、9月25日(日)9時30分～12時

場所：サンポートホール高松　5F第2小ホール

大会チラシを同送します。是非ご参加ください！！

＜説明責任分科会＞

公営ギャンブル（競技）の存在意義の喪失

　　　　ギャンブルオンブズマン

　井　上　善　雄

　公営競技や宝くじは、地方財政上は収益事業と呼ばれる。収益事業そのものは賭博や富くじ行為であって反社会性さえあり公益性はないが、その事業で得られる収益を使って公益事業を行うところからこう呼んで公認されている。

第１．公営ギャンブル発足の趣旨と目的（そして限界）

１．宝くじ（当せん金付証票法　昭和23年7月12日）

　　宝くじは、1945（昭和20）年4月、政府の軍事費調達を図るため「浮動購買力を吸収（要するにタンス預金の取上げ）して軍事費の調達を図るため」臨時資金調整法を改正し、政府くじを発売可能としたことに始まる。同年7月、勝札（1枚10円、１等10万円）を発行した。敗戦後の同年10月には、戦後インフレの防止のために浮動購買力吸収が必要として「宝くじ」の名称で発売された。1946（昭和21）年10月には、都道府県が戦災復興のために資金調達できるよう、臨時資金調整法を改正したが、1948（昭和23）年4月には戦時立法で官僚の統制弊害があるとして同法は廃止された。

　　しかし、同年7月、インフレの抑制と政府及び都道府県の財源の一助として「当分の間」宝くじ制度が必要として、「当せん金付証票法」が公布施行。1949（昭和24）年から五大都市と内閣総理大臣が指定する戦災都市による宝くじの発売も可能となった。その後、政令市に発行権を認める。

　　1954（昭和29）年2月12日、宝くじは「戦後の財政資金調達のための特別の措置であり」、「なるべく早い機会に廃止せられるべき」と閣議決定され、同年以降、政府宝くじの発売を取りやめた。しかし、地方くじはまだ「当分の間」として発売が続けられ、ロト、ナンバーズ、スクラッチと種類を増やしている。インターネットでも販売する。

　　かくて、当初の「1枚10円、1等10万円」を拡大させ、1998（平成10）年より1枚300円で当せん金は200万倍の6億円まで可能とした。10億円ジャンボ宝くじ（前後賞含む）まで発行している。所管は総務省で、宝くじ協会の理事長などは天下りの指定席だった。

２．競馬（競馬法　昭和23年7月13日）

　　競馬は、1923（大正12）年、軍馬育成の目的で旧競馬法が制定されたことに始まる。馬券は20円（大学初任給の半分程度）だった。1932（昭和7）年に日本ダービーが創設され、1941（昭和16）年にはピークを迎えたが、戦争激化で1943（昭和18）～1946（昭和21）年は中断された。

　　1948（昭和23）年7月13日、競馬法が制定された。この競馬法で中央競馬会が開催する中央競馬と、都道府県や指定市町村（著しく災害を受けた市町村とその区域内に地方競馬場がある市町村）の開催する地方競馬が、勝馬投票券（馬券）を発売できるようになった。券面10円ないし10口分100円券を発行する。券が的中した場合の概算払戻率（オッズ）が公表される。払戻金の算出は競馬法により決められ、控除率は的中率が低い場合（穴）は高くなるが、平均約25％となる。現在、中央競馬を開催する日本中央競馬会は1954（昭和29）年に同法によって主催組織として設立された特殊法人である。

　　所管は農林水産省で、収益金は畜産、社会福祉、医療、教育等に使われる。事業の人事は農林水産大臣が認可・監督する。農水省の利権が強い。

３．競輪（自転車競技法　昭和23年8月1日）

　　競輪は、戦後日本発祥のギャンブル。法は「都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため」自転車競技を行うことができる（1条）とし、勝者投票券（車券）を発売できるようにしたものである。指定市町村は総務大臣によるが、実際の競輪施行者は経済産業大臣に届ける必要があり、競輪場の設置から個別車券発売管理まで経産省所管となる。車券は100円券を発売する。

法1条にあるように「地方財政の健全化」が主目的である。使途は、「自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。」（22条）とされる。

競輪は、具体的には競輪法による実施法人に委託してなされ、その競輪関係業務を日本自転車振興会担当させていた。それが2008（平成20）年より現在のＪＫＡとなった。

経産省の許認可が必要で、天下り理事長や同省の利権が及ぶ。

４．オートレース（小型自動車競走法　昭和25年5月27日）

　　小型自動車（1500cc以下）の競走レースを公営競技とし、「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために」行うものである（１条）。6大都市、市町村区も経産大臣の許認可の下に行える。

　　競輪同様、勝車投票券100円券を発売する。小型自動車には1500cc以下の二輪、三輪、四輪、モータースクーターがあるが、現実にはほとんど二輪によるレースが行われる。経産大臣が許可する競走場で大臣が指定する小型自動車振興法人に委託して施行されてきた。

　　この小型自動車競走法も、自転車競技法と同様の収益使途規定がある。また、小型自動車競走振興法人は、公益競技の不振・縮小の下で、2008（平成20）年、ＪＫＡに一本化された。経産省の利権が及ぶ。

５．モーターボート（モーターボート競走法　昭和26年6月18日）

　　競艇は、「モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために」行われる（1条）。

　　施行者に対し、収益金を社会福祉等に充てるよう定められている（31条）が、実際は競走実施機関への交付が多い。

　　自転車競走、小型自動車競走と同様であるが、具体的には国土交通大臣の許認可を得た競走場で、指定された施行者が勝舟投票券を発売する。

　　競艇は、右翼政界のドンと呼ばれた笹川良一氏の力で推進され設立された。その下で事業収益は、別枠で主催者市町村だけでなく、船舶等振興機関である「笹川財団」にも一定分配されるようになっている。今も名を変えた日本財団に売上の一定割合が交付されている。日本財団は損失など関係なく売上高から交付金が得られ、利権が顕著である。国交省の利権が及ぶ。

６．スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律等　平成10年11月19日）

　　スポーツ振興くじ（toto）は、実施法と同法施行令、施行規則、そして独立行政法人日本スポーツ振興センター法と同法施行令で定められる。

スポーツ振興の名の下に、サッカーくじ（トトカルチョ）をまねてサッカー試合の予想くじが作られた。文部科学省所管で同省の許認可利権の下にある。

スポーツ振興投票券（100円）を発行し、売上の2分の1を収入とする。サッカーの複数の試合結果に投票させ、「合致の割合」によって売上の2分の1を上限とした払戻しをするもので、スポーツ振興センターが文科省令に従って行う。宝くじとは異なり、19歳未満の者の購入は禁止され（9条）、知って販売すれば50万円以下の罰金となる。

当せん金にはキャリーオーバー制もあり、機械が組合せを決める最高額10億円のBIGという商品が販売の中心である。さらにミニtoto、ミニBIG等の商品を展開する他、対象試合を海外サッカーにも拡げた。また、公式サイトクラブtoto（ポイント賞品付き　会員170万人）やその他提携サイトでのインターネット販売を展開し、日常的にくじを販売している。

2001～2015年で9570億円を売り上げ、そのうち1004億円をグランド芝生整備、スポーツクラブ支援、選手育成費に使用したと発表しているが、これでは10％に過ぎない。売上の45％（4306億円）は購入者に払い戻され、収益5263億円の80％以上が利権サイドに流れているといえる。

平成28年、新法で売上の10分の1まで新国立競技場の建設費に投入できるように定められた。

スポーツ振興くじはスポーツ振興のためというが、文科省の天下りをはじめ、五輪施設建設コスト負担やスポーツ各界の金づるになるなど、スポーツをギャンブルが汚す導火線ともなりやすい。文科省や財務省の天下りや利権が及ぶ。

第２．公営ギャンブルの状況と近年における減少

毎年、日本生産性本部から「レジャー白書」が出版される。この白書は、パチンコ・パチスロは「ゲーム」とし、競馬や競輪など公営競技と宝くじ・totoを「ギャンブル」と分類する。しかし、パチンコ・パチスロも「換金」し、社会的にギャンブルである。警察庁が事実上認める「民営ギャンブル」で、わが国最大のギャンブルである。

あまりにも大きなギャンブルであるパチンコ・パチスロの大きさを知るために、公営競技と共に同白書のデータを引用させていただく。

１．ギャンブルの市場（経済規模）

　　1993年から2015年までの市場規模は（資料１）のとおりである。

　　パチンコ・パチスロ市場は玉やメダルの売り上げベースであり、各公営ギャンブルの売上はその25～40％が収益となるので同一評価はできない。それでもパチンコ・パチスロの売上の10％を収益とすれば2015年度では2兆3229億円となる。世界最大級のギャンブルである。

２．ギャンブル参加率・回数・費用（同白書によるインターネット調査から）

　　（資料２－１）は、国民のうちの参加率。減少傾向にあることがわかる。宝くじが最も高く、パチンコが続く。

　　（資料２－２）は、年間の平均活動回数。パチンコが最も多く、中央競馬が続く。

　　（資料２－３）は、年間の平均費用。パチンコが最も多く、中央競馬が続く。

３．日本のギャンブル参加人口

　　（資料３）に見るように、毎年宝くじが最も多く、パチンコと競馬が続く。

（資料１／ギャンブルの市場規模）



（資料２－１／ギャンブル参加率）



（資料２－２／年間平均ギャンブル参加回数）



（資料２－３／年間平均ギャンブル費用）



（資料３／ギャンブル参加人口）



第３．収益事業の現状

近年の収益事業は地方財政上どうなっているか、地方財政白書はその状況を示している。

１．2012～2016（Ｈ24～28）年度の地方財政白書によると、収益事業（宝くじ販売を含む）を実施した地方公共団体は、2010（Ｈ22）年度は224団体であったが2014（Ｈ26）年度には219団体と減少している。

　　Ｈ26年度の内訳としては、公営競技は、モーターボート競走105団体、自転車競走60団体、地方競馬事業50団体、小型自動車事業7団体、宝くじは47都道府県20政令市の計67団体であった。公営競技の実施団体の減少の理由は、ズバリ「赤字」である。

（１）収益事業の決算（億円以下切捨て（以下同じ））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 歳入 | 歳出 |
| 2012（H24）年度 | 3兆334億円 | 3兆180億円 |
| 2013（H25）年度 | 3兆625億円 | 3兆279億円 |
| 2014（H26）年度 | 3兆461億円 | 3兆140億円 |

　　　事業別にみた普通会計等への収益金の繰り入れ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 競馬 | 自転車 | 小型自動車 | ﾓｰﾀｰﾎﾞｰﾄ | 宝くじ |
| 2012年度 | 14億円 | 36億円 | 6億円 | 83億円 | 3899億円 |
| 2013年度 | 6億円 | 39億円 | 3億円 | 125億円 | 3971億円 |
| 2014年度 | 9億円 | 47億円 | 3億円 | 100億円 | 3763億円 |

各年度の個別事業の収支は、翌年度繰り出し財源や他会計からの繰入金、過去収益の積立金からの繰入金と未払金の控除、他会計への繰り出し及び未収金を計算している。つまり、赤字の団体があっても平準化の調整がなされているのでわかりにくいが、収入は著しい減少傾向にある。

（２）収益金の使途は、法の建前上、大部分が普通会計に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設などに使われる。全国における繰入額及び具体的使途は次のとおりである。（％は割合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 |
| 土木費 | 998億円（24.8％） | 1103億円（26.6％） | 1136億円（28.9％） |
| 民生費 | 819億円（20.3％） | 907億円（21.9％） | 765億円（19.5％） |
| 教育費 | 603億円（15.0％） | 601億円（14.5％） | 634億円（16.2％） |
| 衛生費 | 201億円（5.0％） | 194億円（4.7％） | 171億円（4.4％） |
| 商工費 | 113億円（2.8％） | 139億円（3.4％） | 147億円（3.8％） |
| その他 | 1296億円（32.1％） | 1202億円（28.9％） | 1071億円（27.2％） |
| 合計 | 4030億円 | 4146億円 | 3924億円 |

２．上記からわかるように、今や収益事業は宝くじ事業によっている。公営競技の収益金繰入額は、全体の2％以下である。

　　建前上、宝くじの発売権は47都道府県と20政令市の67団体と法定されているが、主催自治体から全国市町村会を通し発行権のない市町村にも少しずつ収益金が配られ、67団体の限定発行を維持しているのである。

　　ちなみに、2012～2014年3年間の宝くじ売上は、合計2兆7600億円（資料１）だが、そのうち45％の1兆2424億円は購入者に払い戻され、約40％の1兆1633億円（財政白書統計）が収益金として普通会計にまわされたとしても、残り約15％の4141億円は宝くじ販売事業者らの費用と収益を含む報酬になっているのである。

　　全国の自治体のうち、2014（H26）年度は収益事業の赤字団体が209団体もあった。売上から40％を天引きする収益確実な宝くじで、仮に収益3763億円を1800団体で均分したとすると1団体あたり2億円レベルの収益があることになるが、東京都以下大きな発売権を持つ道府県政令市がそのほとんどの収益を得るから、全国市町村会から小自治体への配分金となるとせいぜい数万～数十万円レベルである。

　　いうまでもなく、全国自治体の収入は地方税と国からの交付金等でそのほとんどが維持されている。宝くじ収入を含む収益事業がなければ存立し得ないような自治体はない。

３．むしろ地方自治体は、収益事業を原因とした依存症への治療や様々な弊害対策等、自治体のコスト、市民の負のコストを考えると全く割に合わないといえる。

　　2012（H24）年度地方財政白書によると、全国都道府県から特別区、一部事務組合を含む市町村まで3149自治体のうち、赤字団体は一部事務組合の2団体であった。全体の歳入決算額の99兆8429億円に対し、収益事業の全体収入は4030億円（0.4％）というレベルで、地方自治体の民生費総額23兆1523億円はおろか生活保護費総額3兆9051億円の約1％にも達しない。

　　収益事業があるからといって100人に1人の生活保護者への費用も賄えないし、もし100人に1人がギャンブルのためにその公的給付を使えば、福祉のための収益事業としての役割は全く果たしていないことになる。さらに言えば、ギャンブルは依存者・中毒者を生み、家庭崩壊も引き起こしている。

なお、収益事業だけではないが、パチンコを含めて生まれるギャンブル依存者536万人のためにカウンセリングや治療体制が必要とすれば（収益事業はパチンコと共に共同の原因関係にある）、1人あたり平均年1万円としても毎年536億円の経費増となる。

　　現在、ギャンブル依存症への治療や回復事業へのコストは表面化しないようにされている。これらのコストを完全に積み上げると、仮に収益事業の収益20％を全てギャンブル依存の治療費・回復費・予防費にまわしても不足するといえる。

　　加えて、ギャンブル収益事業に伴う①会場周辺を含む治安維持コスト、②競馬法や自転車競技法等違反のノミ行為の取締コスト、警察や刑事裁判コストなど、③社会教育・学校教育への弊害とコスト、④収益事業ならではの脱税、マネーローンダリング等の弊害への負のコストを考えると、現在の収益事業の収益の何倍ないし何十倍もの弊害とコストを要しているといえる。

仮に、公認ギャンブルを認め得るとしても、現状の日本における大量の勧誘宣伝と多大な控除率（賭博を開帳する胴元の寺銭）による略奪的ギャンブル（Predatory Gambling）は許されない。病的傾向のある人を除いた一定の所得のある人や余欲のある人を対象として賭け行為への健全さを担保したものでなければならない。しかし、それでは主催者は収益が得られないから、大衆から収奪しているのである。

ギャンブルは、射幸心によって人を心理操作するものであり、事業者はその責任を個人の自己責任などとして免れ得るものではない。現在の収益事業は、公営競技では3連単や億円くじといった射幸性の高い券の販売や無差別な売り方をしており、健全性を欠いている。

４．賭博犯罪と収益事業をめぐる犯罪

　　賭博や競馬法違反のノミ行為の警察庁立件統計は、下記のとおり少ない。このうち、暴力団がらみのものは賭博で半分以上、ノミ行為では80～100％が該当する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 賭博 | ノミ行為（競馬法等違反） |
| 2012年度 | 876件 | 49件 |
| 2013年度 | 725件 | 21件 |
| 2014年度 | 735件 | 25件 |

立件件数が少ないのには、バカラ賭博、インターネット賭博、ノミ行為が実際には多く存在しても、取り締まれていないからである。ギャンブルを禁止しても違法ギャンブルの発生は必至である。許容された公認ギャンブルにはむしろ違法ギャンブルを抑制する効果があるという見解もあるが、公認ギャンブルがあっても違法ギャンブルは発生する。むしろ、ノミ行為（公営競技法違反）やパチンコの風適法違反など犯罪も生まれる。

なお、違法なヤミのギャンブルについて、警察庁は1989年、暴力団による違法ギャンブルの市場規模を2200億円と推計したが、非暴力団の違法ギャンブルを加えると5000億円規模とも言われる。

第４．公営競技売上のため射幸本位の手法と反公共性

１．場外券売り場と電話・インターネット販売

公営競技の多くは、売上が競技場の設置運営の維持管理コストを下回るところも生まれ、いわゆる場外券売り場を広く展開している。また、一部競輪と競艇、地方競馬、オートレースなどの場外券売り場が「併設」され、一層の集客を図るものとなっている。

　　今では電話やインターネットによる販売が全体の7割を占めている。もはや競技場まで行って券を買う必要も、競技を見る必要もなく、ただ賭けることができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 場外券売場施設名 | 設置数 |
| 競　馬 | ・ウインズ（中央競馬（ＪＲＡ）の場外券売場施設）  ・エクセル（同、有料指定席制。一部は会員制）  ・パークウインズ（非開催ＪＲＡ競馬場を開放しての他で開催中のＪＲＡ馬券の場外販売）  ・Ｊ－ＰＬＡＣＥ（地方競馬施設でのＪＲＡ馬券の場外発売）  ・ＢＡＯＯ（地方競馬共同場外発売所）　等  （競馬場は全国に中央競馬10ヶ所、地方競馬15ヶ所） | 88ヶ所 |
| 競　輪 | ・サテライト（一部は有料・会員制）  （競輪場は全国44ヶ所） | 66ヶ所 |
| モーターボート | ・ボートピア、ミニボートピア  ・オラレ（日本財団出資によって再生された公共施設内に設置）  ・ラ･ピスタ（完全会員制）  （競艇場は全国24ヶ所） | 69ヶ所 |
| オート  レース | ・オートレース（旧称アレッグ、現在は競輪場外車券売場に併設）  ・ラ･ピスタ（完全会員制）  （オートレース場は全国5ヶ所） | 16ヶ所 |

２．射幸性のアップと大量販売常習化

公営競技は、1,2,3位を当てる3連単という当たれば高配当の券が発売の中心である。これは、宝くじ（ジャンボ、ロト7、ロト6、ミニロト、ナンバーズ、スクラッチ等）・toto（BIG、ミニtoto、totoGOAL等）も同様であるが、客層を素人や女性にも広げ、より高配当の射幸性の高い券種を発売し、客の関心を集めて購入を煽っているのである。

競馬では「ウイング5」という5つのレースの1着を同時に予想する券が販売されている。時には1口で数百万円から数千万円単位の賞金が出るもので、これらの当たり券を狙うために、複数の想定の何十口もの馬券を一気に購入して数十万円を賭ける者も少なくない。

しかし、それでも若年層や女性のギャンブル離れもあって売上は伸びず、主催者らは中高年男性に向けてガールズレースやミッドナイトレースなど「工夫」を重ねる。

こうして得た総売上の25％以上が主催者の素収益となる。

第５．公営競技にみる存続意義の喪失

１．公営競技は、これまで全国各地で騒動、騒擾、暴力などの事件を起こしてきた歴史がある。また八百長事件を含む不正や暴力団介入、汚職、事故も絶えなかった。まさにバクチの金に虫がわいたのである。

　　現在は、運営の組織、ルール、監理を厳しくすることで秩序は一定維持されているが、開催自治体は、警察やガードマンを常時配備し、ほとんどを民間企業に委託までして「維持」し「黒字化」を達成しようと必死である。

　これまで「公営競技」については包括外部監査人も注目した事例がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 監査実施年度 | 監査対象（実施自治体） |
| 1999（H11） | オートレース（浜松市） |
| 2000（H12） | 競輪（富山市） |
| 2001（H13） | 競馬（栃木県）、競輪（茨城県、京都府、奈良県、熊本市） |
| 2002（H14） | 競輪（群馬県、千葉市、宇都宮市、四日市市、）、競艇（倉敷市） |
| 2003（H15） | 競輪（和歌山県、高松市）、オートレース（千葉県） |
| 2004（H16） | 競輪（高知市） |
| 2005（H17） | 競艇（福岡市） |
| 2006（H18） | 競馬（福山市）、競輪（川崎市） |
| 2007（H19） | なし |
| 2008（H20） | なし |
| 2009（H21） | 競艇（下関市） |
| 2010（H22） | 競輪（久留米市） |
| 2011（H23） | なし |
| 2012（H24） | なし |
| 2013（H25） | 競輪（松山市） |

　　しかし、公営競技の公計上を点検し、「赤字化」「不振」からの脱却を求めるも、廃止まで問いただすものは見られなかった。

　　ただし、2013年になって存続条件に付いて触れるものが生まれている。

２．事例紹介「松山競輪」～愛媛県平成25年度包括外部監査報告書の分析から～

|  |  |
| --- | --- |
| 概　　況 | ・S25年、戦後財政再建のためスタート。  ・競輪事業から一般会計への繰り出し累計総額296億円、一時は積立金59億円。  ・バブル崩壊～H23度まで競技場開催収入は年々悪くなる一方「赤字化」。  ・経営改善を重ねてH24度の営業収支「黒字」、一応「独立採算」。  ・H6度以降20年間、一般会計への繰り出しはゼロ。市財政への貢献はない。  ・積立金は取り崩し、残5.8億円。 |
| 監　　査 | 将来にわたって独立採算を維持できるかを検討。  ≪競輪事務所による債務償還計画と収支見込み≫  ・債務残高：H16度61億円　→H24度現在35億円　→H30度予定15.8億円。  ・債務残高減少と低金利借換の効果で利子額減少させ、単年度収支改善を見込む。  但し、単年度500万円以上の収支増減要因などがある上、将来の消費税率引上げも未反映など。  ≪監査人による収支予測≫  ・H30度には、営業収支2億円弱（H24度比71.6％減）、積立金等も残ゼロに。仮に大規模修繕がなくともH31度から資金不足となり、競輪事業運営そのものに支障をきたす可能性。  ・競輪事務所が見込む将来の営業黒字水準は、必要な施設維持管理を適時実施するには不足しており、修繕財源の自力捻出は困難。 |
| 意　見 | ・経営管理指標及びその目標水準の設定  　各年度において収支バランスを保ち、適切な維持管理と債務償還の両立。  ・長期修繕計画の具体化  ・早期の抜本的経費縮減策の検討  ・競輪場の包括外部委託の検討 |

このように、現在表向き黒字でない松山競輪にも将来性はない。

他の公営競技でも厳正に点検すれば数字上の「黒字化」操作がされており、実質「赤字」の公営競技事業はもっと多い。（これらは情報公開でも解明できる。）

第６．一般会計への貢献なき収益事業は廃止すべき

　　収益事業が、その目的である地方財政に貢献できる積極的な収益力をなくしたとき、その存在意義は失われる。そして残るのは、賭博開帳という公営ギャンブルの「犯罪性」と射幸心ある中高年層の大衆からの収奪をはじめとする「負の効果」と「社会的弊害」だけである。

　　過去の収益貢献は今後の存続の事由にならない。公営ギャンブルが地域へ及ぼす一定の経済効果や地域雇用の確保への寄与をもって弁明される。しかし、このような理由で撤退できないのであれば、極端にいえば本来違法ないし反社会的な行為であれ、マフィア・暴力団が地元住民に金を撒いて経済効果やそれに従事する人の雇用に貢献していれば、その存在を肯定することになる。

地方自治体にとって収益事業とは、そもそも税や適正事業収入ではなく、例外的に自治体財政を助ける窮余の策であったのに、それが事業化するとそこに利益が生まれ、それに依存する利権が働きがちとなる。既に1970年代の革新都府政時代には都府による公営競技が廃止されたように、自主財源による正しい財政運営こそが必要であるといえる。

　　現在の公営競技は、関係利権業界の存続利益のために継続し、廃止時期を先延ばしにしているのである。

＜追記＞

　平成28年7月15日、最高裁第二小法廷は、鳴門市競艇従事員共済会への補償金違法支出事件で、1年以上従事した臨時従事員への「離職せん別金」に充てるため鳴門市が出した補助金は、給与条件主義を定める地方公営企業法に反するとして、補助金は地自法232条の公益上の必要があるものとした1，2審の判断は、法解釈を誤った違法があるとして原審に差し戻した。

　全国の公営競技でも同様のことがあり、この住民訴訟を受けて弥縫措置がとられている可能性は高い。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブル界

１．ギャンブル大国日本

　　2016年レジャー白書によると、ギャンブルとして分類されているのは、①中央競馬、②地方競馬、③競輪、④競艇、⑤オートレース、⑥宝くじ、⑦スポーツ振興くじ（toto）であって、パチンコ・パチスロは「ゲーム」とされている。しかし、社会的にはパチンコ・パチスロはギャンブルそのものである。

　パチンコ・パチスロは20年連続で店舗数は減少し、遊技機の台数は横ばい。これは1000台以上の大規模店が進出拡大する一方、中小規模の閉店が進んだためである。

　公営競技は長年減退が進んでいたが、2010～2011年の低迷期から2012年以降微増している。これは女子レースや無観客のミッドナイトレースなどスポーツ性以外の効果による。また、競技場来場者の増加というよりも場外券売場やインターネット等の販売効果が大きい。

　宝くじ・totoも当せん額の高額化で射幸性を高める一方、インターネットを含む販売と当せん金支払体制の確立で購入者の利便性を増し、下げ止まりを図っている。

２．パチンコ・パチスロ業界

　　日本最大のギャンブル産業は、パチンコ・パチスロである。

（１）ホール業者

ホール業界の売上は、2005年35兆円規模であったが、2015年には24兆円規模になった。この間、かつて1.8万店に及んだホール店舗数は、1.1万店となった。しかし、1店舗当たりのパチンコ機台数は平均300台から400台へとなっているように、大型化が進んでいる。

　　　業界データによれば、ホール業者の売上（貸玉料）上位は次のとおり。



　　　以下、オザム、ＡＢＣ、ニラク、合同ら、売上1500億円以上の企業が並ぶ。

（２）機器メーカー

パチンコ台・スロット台は全国で500万台が稼働しており、常に新しいものに入れ替えられている。売上は次のとおり。



（３）販売企業部門

フィールズは、2012年売上1149億円、営業利益98億円、2013年売上995億円、営業利益47億円、2014年売上1081億円（103億円）。新台入替によって数億円～1000億円台の売上、数十億円～数百億円の営業利益をあげる。藤、ユニバーサル等がしのぎを削っている。

（４）周辺機器産業

　　　プリペイドシステムメーカーのジョイコ・システム（2014年売上395億円、営業利益26億円）、コンピューターシステムのダイコク（2013年売上588億円、営業利益70億円）、各台計数機メーカーのマース（2014年売上277億円、営業利益50億円）、遊技機制御機器メーカーのサン電子（2014年売上273億円、営業利益22億円）、台間貸出機メーカーのマミヤ（2014年売上211億円、営業利益10億円）、メダル貸機等のオーイズミ（2014年売上159億円、営業利益18億円）など、数多い。

（５）このように、1150万人（2014年）というパチンコ参加者が投じる25～30兆円は、周辺産業を「支えて」いることになる。

　　　これらホール業界の売上を他業界の企業と比較すれば、トヨタ自動車の売上（2014年27兆円、2013年22兆円）を超えることになる。

　　　マルハン一社でも、大阪ガスの売上（2014年1兆5281億円）、九州電力（2014年1兆8734億円）、武田薬品（薬品1位、2014年1兆7778億円）、大林組（建設1位、2014年1兆7739億円）を超える。もとより、全国紙売上1位の朝日新聞（4361億円、営業利益75億円）テレビ1位のフジテレビ（6433億円、営業利益256億円）などは遠く及ばない。

（６）このようなパチンコ・パチスロ業界は、特殊景品を介した3店方式での脱法ギャンブルとして成り立っている。特殊景品をパチンコ玉やメダルと交換することは、3店方式だろうと4店方式だろうと警察が見逃そうと賭博行為であることに違いない。日本のように脱法ギャンブルが20兆円以上を売り上げている国は他にない。

ちなみに、全国都道府県の歳入合計は50兆円台で、マルハンの売上を超える歳入を得られているのは、1位の東京都（6兆円強）、2位の大阪府（2兆7822億円）、3位の北海道（2兆4670億円）、4位の愛知県（2兆1463億円）ぐらいで他は及ばない。鳥取県などは歳入3498億円で、パチンコ店3位のガイアにも及ばないのである。（全て2012年度歳入）

　　　ちなみに、予算1兆円未満の省庁は、経産省9220億円、法務省7374億円、外務省6854億円、環境省2962億円である。国家福祉の中心省庁である厚生労働省の2015年度予算が29兆9146億円である。日本の農林水産食料の安定させる農林水産省の2015年度予算は2兆1356億円で、マルハン一社の売上レベルである。

３．ギャンブルカジノ業界（現在は違法賭博）

　　日本に合法カジノはない。違法なノミ行為を含む違法賭博等は、韓国では合法賭博の4倍、約7兆円との公表と同様とすると、日本の「合法賭博」を15兆円とすれば60兆円を超える（これは検挙されたものの数百倍）と推計される。

　　ところが、堂々と国内でのカジノ解禁・ＩＲ（統合型リゾートというがカジノ付き観光施設）を目指すカジノ議連が2013年に結成された（細田博之議員ら）。議員立法としてカジノ法案が衆院に提出され、元会長である安倍晋三内閣の下、国家戦略特区の解禁施設として東京湾周辺、大阪湾周辺、沖縄などでの計画が推進されてきた。現在のところ、東京都沖縄は知事交代によってトーンダウンしているが、横浜市や大阪市の推進勢力は大きい。

　　この動きに、内外を問わず多くの企業がカジノ参入を目指している。大型施設の新設でもあるため、不動産、建設、企画、そして遊技ゲーム業界までが利権参入を狙っている。もとより、海外のカジノ業者は兆円単位の投資で参入を企図しており、既存海外カジノに関係する日本のギャンブル業界の動きも激しいものとなっている。

（１）日本のカジノ参入企業としては、まずパチンコ・パチスロ企業がある。パチンコ業界で得た利益の次の投資先であり、既に海外カジノに参入したところも少なくない。ダイナムは香港上場企業として、2013年マカオカジノに参加したが、2015年に撤退している。ユニバーサル（旧アルゼ）は、米国でパチスロ機のライセンスを取得し、2002年に米国のウィン・リゾートと参画したが2012年に別れている。マルハンは、マカオのサクセス・ユニバースに19％出資している。セガサミーは、韓国仁川の大型カジノ開発の合弁企業（パラダイス）を設立しているし、宮崎のシーガイアを買収してカジノ施設化を目論んでいる。

　　　その他にも、既に米国やアジアのカジノ業界に進出している企業がある。機器・ソフト分野ではコナミ（2015年売上2181億円）、日本金銭機械（同279億円）、セキュリティのセコム、ＡＬＳＯＫ、あいホールディングス、金融のセブン銀行、横浜銀行、建設・不動産の鹿島、大林組、マルハン系列のイチケン、三井不動産等、メディア・広告のフジメディア、電通、旅行・サービスのＨＩＳまで、カジノ利権を狙う企業は絶えない。

（２）もとより既に世界的カジノ企業のラスベガスサンズ（売上1兆7938億円、営業利益5042億円）、ＭＧＭリゾーツ（売上1兆2400億円、営業利益1627億円）、ウィンリゾーツ（売上6683億円、営業利益1557億円）が、東京、横浜、大阪、沖縄、秋田、北海道に食指を伸ばしている。

（３）カジノの世界全体の市場規模は22兆4810億円といわれている。しかし、中国人客の減少やアジア新興国カジノの競争激化によって取り巻く環境は厳しくなっている。そこで「処女地」である日本は世界最大級1500兆円の国民貯蓄高を有しており、世界最大級の5兆円市場としたいという目論見があるのである。

（４）このカジノ推進には大物政治家が動く。安倍内閣を支える細田派の盟主細田会長以下カジノ議連はいうまでもないが、横浜カジノは林文子市長と菅義偉官房長官、カジノ急進派石原慎太郎のブレーン松田まなぶ議員、大阪カジノは大阪維新の橋下徹と松井一郎ほか大阪維新議員らがいる、沖縄カジノは仲井眞前知事の失墜でストップ。東京お台場カジノは知事が安定せずストップしているが、北海道、秋田、千葉、長崎、宮崎、福岡、和歌山などにも誘致を目指す政界・経済界の動きが続いている。

　　　これらは5兆円という新しい利権の金を狙う姿である。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

宝くじエピソード

◇戦時資金立法の脱法くじ◇

　1945年7月に始まった「勝札」は、8月15日に「負札」となった。だが、戦時資金を集める臨時措置法の下で、役人は国民のタンス預金を狙って手段を選ばず富くじを続ける。

同じ年の10月に第1回宝籤が売り出された。一等10万円の抽選風景～～会場は三越の中央ホール、パイプオルガンで「運命」が演奏される中、抽籤機2台を使って行われた。女性が廻す籤の一等番号は1378422番だった。そのとき歌われたのは「お江戸日本橋七つ立ち」だった（1945年11月13日朝日紙）。

　　当時の社会状況は、「巷に氾濫する闇市、百鬼夜行のギャング」の世で、真珠湾突入の特殊潜航艇の一人が米軍の捕虜第1号であることが判明したり、英霊4万人が実は南方で捕虜となっていたことが、同年12月に報じられている。

　　このように敗戦による廃墟と混迷の下、いわば金のため法の建前も構わぬ脱法手法であった。

◇100万円宝くじ◇

　　食糧統制法とインフレーションの下、月収3000円で配給生活をしていた山口良忠判事が栄養失調によって死亡したのは1947年10月11日のこと、このように法を守れば国民が生きていけない時代だった。1947年、当せん金付証票法が「当分の間」として成立する。

　　1947年年末の宝くじは、一等100万円。71人の百万長者が生まれたという。このにわか長者について勧銀は、ある者は失明軍人で24戸の部落に電灯を設置、また窮迫状態にある会社に勤める者は30万円を出資して取締役に、またある者は30万円を借金返済に充て残り70万円は医療費で使い果たしたというような大当たり始末記を発表している（1947年11月25日、1948年11月23日朝日紙）。

◇宝くじ過熱　2人死ぬ◇

　1976年12月21日、年末ジャンボ4000万円くじが全国7300ヶ所で売り出され大混乱となった。福岡と松本では死者も出た。大阪特設会場には徹夜組3万人、最大4万人が行列をなし、東京後楽園は2.5万人、福岡平和台3万人が大挙し、各地で負傷者も出た（1976年12月21日朝日紙）。このため、1977年10月発売の宝くじは予約制、年末ジャンボは往復はがきによる予約販売となった。今はここまでのフィーバーはない。

◇正夢千万円くじ　焼き捨てる◇

　　1978年の年末ジャンボくじを40枚購入したＭさんは、二等1000万円に当たった。すると同僚の冗談ややっかみに神経をすり減らし、当せん券にマッチで火をつけ燃やしてしまった（1979年1月17日朝日紙）

ギャンブルの雑学

鉄火場・鉄火肌・鉄火巻

　鉄を火で真っ赤にして刃物などを作るところを「鉄火場」という。そこから専ら賭博や勝負事の場のことをいうようになり、博徒の集まるところをいうようになった。博徒の気質を「鉄火肌」という。「鉄火巻」はまぐろの生身を海苔巻きにしたもの。由来は、博徒から注文を受け、花札を握る手に飯粒がつかないようにしたまぐろ巻を呼ぶようになったという説や、切り崩されたマグロから身を持ち崩す博奕打ちをイメージして博徒の巻きずしという説もある。まぐろの赤い身が熱された鉄のイメージを持ち、賭場でも好まれたというところだろう。

　　このギャンブル好きの食べ物は、サンドイッチ伯爵がゲームしながら食べられるようパンにローストビーフなどを挟んだものを「サンドイッチ」というのと共通している。

三下野郎・サンピン野郎

　　三の下は二と一で、オイチョカブの最低レベルで役立たずをいう。サンピンとは三一で年三両一人扶持の最下級侍のこと。その下が三下であり、江戸っ子が武士にたてつく言葉となった。

ピカ一

　　最高のもの、とりわけ光ることをいう。もともと光物は花札の二十点札（松、桐、坊主、桜、雨）をいい、配られた札の一枚だけ光があることをピカ一といった。

イチかバチか・八九三

　　サイコロ勝負で2個の合計が偶数（丁）か奇数（半）かを当てる用語に由来する。しかし、奇数の最低が三、偶数の最大は十二だから、一と八というのはおかしい。いの一番で幸福、反対に不運は罰（八）からくるという説もある。

有力なのは、「一か八か釈迦十か」の下略という説。サイコロ博奕ではなく、カルタ博奕の一種に三枚博打というものがある。３枚引いて合計が九（カブ）になれば最高というルールで、一と八が出た状態でもう一枚引かねばならないとき、釈迦（ゼロ、用なしのおしゃかの意）が出ることを念じたからという。また、八九三（やくざ）で合計二〇となればブタ。役立たずの最低を意味することから、不良の徒をいう言葉となった。

（ちなみに、「お釈迦」や「おしゃかになる」は鋳物師が失敗作を作ったときにいう職人用語。ダジャレが元になっている。鉄を溶かす温度が高すぎた＝火が強かったことを、江戸っ子が〝ヒ〟を‶シ〟と発音するので、「シがつよかった」→「四月八日」となり、お釈迦様の生誕日であることから「おしゃかになる」という言葉が生まれたという。）

ダークホース

　　穴馬のこと。人気のない馬が番狂わせで勝つことをいう。転じて意外な才能の持ち主や、隠れた人物をいうようになった。

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会